

広島県告示第七百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年十二月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原竹原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市沼田東町末広一五四三番一地先から 三原市沼田東町末広一六五一番地先まで	一六・八〇 一六・八〇	一七二・五〇 一七二・五〇	一七二・五〇		拡幅